

「沖縄の基地問題と平和について考える」動画コンテンツ制作等実施業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

「沖縄の基地問題と平和について考える」動画コンテンツ制作等実施業務委託

2 契約期間

契約を締結した日から令和8年3月12日又は業務を完了した日のいずれか早い日まで

3 業務の目的

戦後80年の節目に、戦後100年を見据え、沖縄戦の実相と教訓の次世代への継承、沖縄に基地が形成された歴史的背景、戦後80年を迎えても未だ解決されない沖縄の過重な基地負担の現状、辺野古新基地建設問題、基地負担軽減や基地から派生する諸問題の解決の必要性、平和を希求する県民や世界のウチナーンチュの思い、地域外交や国際交流を通じた平和構築のための取組等について動画を制作し、県内・県外のみならず、国際社会へ効果的かつ戦略的に発信することにより、諸問題の解決や沖縄県の取組を後押しする世論の形成を図ることを目的とする。

4 委託業務の概要

- (1) 動画コンテンツ（連続型）の制作
- (2) 動画コンテンツの視聴回数（延べ視聴人数）増加に係るプロモーションの実施等

5 企画提案を求める事項

「6 実施内容」を参照の上、次の事項について提案すること。ただし、提案された企画の実施を保証するものではない。

- (1) 動画コンテンツ各回のテーマ及び概要。うち、普天間飛行場の移設・返還の経緯又は辺野古新基地建設問題をテーマとする動画1回分について、絵コンテを用いる方法により具体的に提案すること。
- (2) 監修に協力いただく有識者等（複数名）及び提案理由
- (3) 若い世代を中心とする幅広い世代の視聴を促すための編集上の工夫
- (4) 目標視聴回数（延べ視聴人数）及びこれを達成するための効果的かつ戦略的なプロモーションの実施方法並びに提案理由
- (5) 全体の作業スケジュール（動画コンテンツ各回の配信予定時期を含む。）
- (6) 上記に掲げるもののほか、予算の範囲内で、「3 業務の目的」の達成に資する独自の企画（上映会等の関連イベントの開催、テレビ番組とのタイアップ企画等）を提案してもよい。

6 実施内容

(1) 動画コンテンツ（連続型）の制作

動画コンテンツの具体的な内容については、本仕様書によるほか、受託者からの提案に基づくものとし、契約の締結後、沖縄県と調整した上で決定するものとする。

※連続型の短編動画（各 5 分×12 本程度を目安）を制作することとする。

＜各回テーマの参考イメージ＞

- 1 沖縄戦の実相と教訓
- 2 沖縄に基地ができた経緯
- 3 沖縄の基地の現状
- 4 基地から派生する事件・事故や環境問題（騒音・PFAS 汚染等）
- 5 日米地位協定の他国との違い、及び改定の必要性
- 6 普天間飛行場の移設・返還の経緯
- 7 辺野古新基地建設問題（県民投票、工法、生物多様性等）
- 8 沖縄県と国との争訟（裁定的関与の問題）について
- 9 平和を希求する県民・世界のウチナーンチュの思い
- 10 地域外交・国際交流の取組
- 11 平和構築や軍縮のためのプラットフォームの役割
- 12 沖縄県のメッセージ

ア 次代を担う若い世代が、沖縄戦や基地問題、平和・地域外交などについて興味を持ち、自らのこととして考え、議論を深め、戦後 100 年を見据えた平和構築のための行動、諸問題の解決に向けた取組につながるよう、戦後 80 年の節目に発信することでより高い効果が得られる内容とすること。

イ 動画コンテンツの著作権及び所有権は、沖縄県に帰属することとし、本業務の実施に当たり、第三者の著作物その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用でもって処理すること。

ウ 根拠となる情報を収集し、沖縄戦、安全保障政策、他国の地域外交の取組等について、必要に応じ有識者等へのヒアリング等を行った上で整理すること。

エ 素材については、必要に応じ、最新の航空映像（写真）を撮影するとともに、県が保有する映像等の活用を検討すること。

オ 各回の内容を 1 本に収めた総集編動画を別途制作すること。

カ 動画には字幕を入れることとし、総集編動画を含め、日本語版と英語版の 2 つを制作すること。

キ その他上記に付随して発生する業務を実施すること。

(2) 動画コンテンツの視聴回数（延べ視聴人数）増加に係るプロモーションの実施等

具体的な内容については、受託者からの提案に基づくものとし、契約の締結後、

沖縄県と調整した上で決定するものとする。

ア 次代を担う若い世代の動画コンテンツ視聴につながるよう、効果的かつ戦略的なプロモーションを実施すること。

イ 目標視聴回数（延べ視聴人数）を達成するため、県内、県外及び国外向けに広くプロモーションを実施すること。

ウ ウェブアンケート（英語版を含む。）を用いるなどして、制作した動画コンテンツの視聴前後でどのような変化があったか、モニター調査による効果の分析を行うこと。

エ その他上記に付随して発生する業務を実施すること。

(3) 実施報告書の作成

各業務の実施結果を記録した実施報告書（A 4 用紙 25 枚以上）を作成すること。この場合において、委託業務の実施により得られた著作権等があるときは、実施報告書において明示し、沖縄県に引き継ぐものとする。

7 積算条件

- (1) 各項目は、税抜き額を計上すること。
- (2) 人件費には、全ての業務に直接必要となる者の時給単価及び時間数を記載し計上すること。また、その他の経費についても各単価を明記すること。
- (3) 委託業務の一部を他者に行わせる場合（委任又は準委任）は、その業務に要する経費を再委託費に計上すること。（例）ソフトウェア開発、パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等
- (4) 一般管理費は、（直接人件費＋直接経費）×10%以内とすること。
- (5) 消費税額は、（税抜き事業費＋一般管理費）×10%で計上すること。

8 連絡調整

- (1) 本業務の実施に当たっては、受託事業者において事務局を設置するとともに、総括担当者を配置すること。
- (2) 事務局は、沖縄県の求めがあった場合は随時の調整を行うとともに、本委託業務の進捗状況等を報告すること。

9 再委託の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることはできない。また、「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることが出来ない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとして、予め沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

[契約の主たる部分]

ア 契約金額の 50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応

イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務。ただし、その業務の範囲においては、沖縄県と事前に協議を行い、確認すること。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

[その他、簡易な業務]

ア 資料の収集・整理

イ 撮影（編集）・複写・翻訳・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 文字書き起こし

オ ホームページ、広報ツール制作

10 委託業務の経理

本委託業務は、業務完了時に契約上限額の範囲内で、事業実施に要した経費を精算するものであるため、次の点に留意して経理を行うこと。

(1) 経費の支出額、支出先、支出目的を明らかにする領収書等の証憑書類を添付できないときは、委託料を減額する場合があること。

(2) 委託業務に係る経費の支払（公共交通機関等の移動に要する経費等を除く。）

は、原則として口座振込等の現金払以外の方法によることとし、これにより難しい場合は、あらかじめ沖縄県に確認を行うこと。この場合において、相殺による債権債務の解消は認めない。

(3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記

載しておくこと。

- (4) 委託業務に係る経費の証憑書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した日の属する年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理保管しておくこと。
- (5) 委託業務の適正を期するため、沖縄県は、委託者に対し報告を求め、又は事業所に立ち入り、帳簿類その他の物件の検査や質問等を行う場合があること。

11 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 委託業務の実施に当たって、財産の取得は認めない。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払を原則とし、必要に応じて概算払に応じることとする。この場合において、概算払を希望するときは、年間の事業計画に即した概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。
- (4) 成果品に本件受託事業者の誤りによる欠陥・訂正事項が発見された場合は、自己の負担において速やかに訂正し、提出するものとする。
- (5) この仕様書に疑義を生じた場合、あるいは記載のない事項については、沖縄県と協議して定めるものとする。